

最近の著作権をめぐる報道について

小川 千代子

今夏も、文化庁の主催する「図書館等職員著作権実務講習会」が行われた。図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を取得してほしいという目的で、毎年開催されているので、参加経験のある方も多いかと思う。

著作権法は、公文書館法のような理念をうたった法律ではなく、著作者や出版者等の権利を保護するという効力を有する法律である。幸か不幸か、国立公文書館の資料はこの著作権の適用をうける例が極めて少ない。それはいわゆる公文書というものが、そもそも著作権を有していないモノだからだということを今回の講習会で詳かにすることが出来たのは収穫であった。

だが、現実はそのようなノンビリした状況ではない。アメリカあたりでは、論文のコピーをとっても、その表題ページには赤字スタンプで、「これは著作権の適用をうけるコピーであるので留意されたい」旨がベツタリと押されてしまうのが普通になっているようだ。

今年6月22日に文化庁では著作隣接権に関する発表を行った。このときの焦点となったのは、現在「野放し」状態にある出版物のコピーに対し、一定の料金を徴収するという方法で、出版者に著作隣接権を認めることにより出版者を保護しようとする計画であった。朝日、毎日、読売、日経の各紙は、いずれもこの発表を受けて、相当大きな扱いで翌朝の紙面に掲載した。中で

も日経の扱いは大きく、経済界にはこの計画が相当な影響あるものと考えられていたことが窺われる。また、文化庁側は、恐らくコピー1枚につき2円程度の料金を徴収することを制度化するための環境づくりを狙っての発表であったと思われる。

ところで、翌6月24日の毎日新聞朝刊一面のコラム「余録」でもこの著作隣接権にかんする法律改正の動向を取り上げた。すなわち、グーテンベルグの印刷技術発明以前は、書物は大概1点限りであって、この写しを作るプロフェッショナル集団＝写字生がいた。ところが、印刷技術の発明により、この写字生という技術集団は、職を失い、衰退し、代って出版者が隆盛を極めて現在にいたったと言う歴史があった。そしていま、出版者は、現代における新技術、つまりコピーにより、その立場を脅かされている。言い換えれば、コピーが出版と言うプロフェッショナルの衰退を招いているのだと言う解釈である。

さて、7月末になって、今度は朝日新聞の社会面で、貸しレコード店の生き残り作戦と題した報道があらわれた。この報道によると、文化庁が、これまでは国内のレコード会社のみ適用していた出版後一年間の貸し出し許諾権等を外国のレコード会社にも認めるという法令改正案をまとめた。これは、レコードは発売後一週

間に売り上げが集中するので、この間の新譜レコードの貸し出しを一切禁止する方向でルールを整備しようとするものである。しかし、これは貸しレコード店にとって大打撃となることが予想される。そこで今後は、貸しレコード店の方で、大手レコード出版社の作る日本レコード協会に加盟していない小規模レコード会社の新譜を積極的にとり扱うことにより、レコードの著作隣接権侵害に歯止めをかけようとする著作権法改正案の網の目をかいくぐり、何とか貸しレコード店が生き残りを図ろうとしているという話である。この報道からは、レコードという録音技術の開発から、レコード出版の事業化、貸しレコード産業の出現とそれに伴う著作隣接権の侵害の発生という図式が見えてくる。そして、当然ながら、先の出版物とコピーの関係とほぼ平行する問題を孕んでいると考えて良いだろう。

公文書館法とちがって、著作権法は、著作権、及び著作隣接権を保護するためにさまざまな規制措置を含む、実効ある法律である。だが、法的規制を行うための詳しい条件設定を作れば作るほど、その侵害につながる抜け道とすまの探索がなされているようにも見受けられる。上記の貸しレコード店の動向など、まさにこの抜け道の探索成功例ともとれるのではないか。これが、再び著作権の侵害に当たるとされれば、法律の方でも新たな規制の方法を考え出す必要にせまられるであろう事は想像に難くない。出版物のコピーのように、レコード貸し出しについて、1回幾らの著作権料を徴収しようという考えが今直ぐにも出てきそうにも思われるほどだ。

さて、以上のような著作権の報道を見てみると、報道側には残念ながら著作権を尊重しようという基本姿勢は見えない。むしろ、貸しレコード店報道など、すまの発見を賛美しているようにさえ感じられる。これでは、法律をどんなに整備し、その為の講習を行ったところで、法律として本質的には機能しないのではないだろうか。今日、著作権に限らず、隣人や、他人を尊重するという基本的人間関係の構築がほとんどまともには行われていないように感じるこ

とが多い。

美術館・博物館などの展示施設は、利用者性悪説の立場をとる。しかし、ガラスケースに収めた展示では、手を触れること無く見る、或いは眺めるだけなので、著作権等の侵害を配慮しなければならない場合は多くはない。しかし、これと反対の立場で利用者に接しているのが公文書館や図書館である。このような施設では、利用者に資料を提供する場合、相手は資料を手にとって読む、見るという作業を必要としているわけだから、いわゆる性善説、利用者は資料を尊重するであろうという前提に立たざるを得ない。しかも、現代の新技术は時間のかかる手書き筆写作業に代えて、コピーという極めて迅速かつ正確で便利な複写方法を考案した。録音テープのダビングなどは、小さな子供でも簡単に行えるほど、機器が発達・普及しているのが現実である。

「治人有りて治法なし」と言う言葉がある。今日の技術環境で、便利な機械を使うな、便利な方法を利用するなというのがごとき法律制度をいくら整備したところで、その法律の精神を尊重すべき人間の姿勢がなければ、これは余り効果が期待されそうにない。

経済的には大国といわれるわが国だが、文化、つまり隣人や他人を尊重するという基本姿勢が確立しているとはいいい難い今日では、この法改正も極めて曖昧な形での運用に終始するのではないだろうか。

関連新聞記事リスト

- 1 出版者にも「著作隣接権」大量コピーに報酬請求 著作権審了承(朝日新聞1990/6/23朝刊1面)
- 2 いつまで通る情報タダ社会 採算脅かすコピーじわじわ被害拡大(朝日新聞1990/6/23朝刊社会面)
- 3 出版者にも請求権を 著作権料コピー利用者から 審議会が最終答申(毎日新聞1990/6/23朝刊3面)
- 4 余録(毎日新聞1990/6/23朝刊1面)
- 5 コピー“野放し”ストップ! 出版者に「報酬請求権」著作権審が最終答申(読売新聞1990/6/23朝刊社会面)
- 6 出版者に複製報酬請求権 著作権審最終報告

1990.9

全史料協 会報 No.19

- 「隣接権」を認め保護(日本経済新聞1990/6/23朝刊
1面)
- 7 出版, 著作者協力促す 違法コピー対策に不可
欠 著作権審提言 コピー時代に難問山積 複写
権センター年内にも発足(日本経済新聞1990/6/23
朝刊社会面)

- 8 きょうのことは 著作隣接権(日本経済新聞
1990/6/23朝刊3面)
- 9 自主製作盤を“目玉”に貸しレコード店が生き
残り策(朝日新聞1990/7/30夕刊10面)
(国立公文書館)